○共立蒲原総合病院組合職員の特殊勤務手当に関する条例

「昭和44年10月22日 条 例 第 11号

改正 昭和45年3月27日条例第3号昭和47年3月28日条例第2号昭和47年3月28日条例第8号昭和56年12月25日条例第14号昭和60年3月25日条例第1号平成2年3月24日条例第1号平成4年6月30日条例第2号平成7年9月25日条例第7号平成12年12月25日条例第4号平成17年9月21日条例第3号平成17年3月26日条例第4号平成27年3月26日条例第2号平成29年3月30日条例第2号平成29年3月30日条例第2号

昭和46年3月27日条例第3号昭和48年6月19日条例第7号昭和49年3月22日条例第12号昭和54年12月22日条例第6号昭和58年3月22日条例第6号昭和58年3月24日条例第6号平成3年3月20日条例第2号平成14年13月25日条例第2号平成14年3月25日条例第2号平成14年3月25日条例第2号平成23年3月28日条例第2号平成36年3月27日条例第2号平成30年3月27日条例第2号平成30年3月27日条例第2号

(この条例の目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項及び共立 蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例(昭和32年条例第3号)第11条の規定 に基づき、共立蒲原総合病院組合に勤務する職員(以下「職員」という。)に対し て支給する特殊勤務手当の種類、額及び支給方法について必要な事項を定めるこ とを目的とする。

(種類)

- 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 病院に勤務する医師である職員以外の職員の特殊勤務手当
 - (2) 病院に勤務する医師である職員の特殊勤務手当
 - (3) 介護老人保健施設に従事する職員の特殊勤務手当
 - (4) 夜間看護に従事する職員の特殊勤務手当
 - (5) 死体処置に従事する職員の特殊勤務手当 (病院勤務手当)
- 第3条 病院に勤務する職員の特殊勤務手当は次のとおりとする。
- 2 病院に勤務する職員の病院勤務手当は、前月の医業収益から、材料費を差し引いた額の1000分の16以内の額(以下「基準額」という。)とする。職種別の支給基準については、規則で定める。
- 3 前項の規定は、医師である職員には適用しない。(医師の特殊勤務手当)
- 第4条 病院に勤務する医師である職員の特殊勤務手当の種類は、医務手当、能率 手当及び緊急呼出手当とする。

- 2 前項の手当の額は、次の通りとする。
 - (1) 医務手当 院 長 150,000円

副院長 120,000円

診療参事 120,000円

部 長 110,000円

科 長 100,000円

医 長 90,000円

医員 70,000円

(2) 能率手当 前月の入院外来等の診療収益額から医務手当、緊急呼出手当、代務医費用及び材料費等を差し引いた額の100分の4以内の額を診療に従事した常勤の医師の数で除し得た額とする。

なお、公衆衛生活動収益手当、医療相談収益手当、透析収益手当の支給に関 して必要な事項は規則で定める。

(3) 緊急呼出手当

ア 救急外来患者に診療に係るものは、呼出により従事した診療時間につき次に掲げる額とする。ただし、深夜時間帯とは午後10時00分から翌日の午前5時00分まで(以下「深夜」という。)をいう。

(ア) 平日時間外3時間未満 6,000円

(4) 平日時間外3時間以上6時間未満 8,000円

(ウ) 平日時間外 6 時間以上 10,000円

(エ) 休日及び深夜3時間未満 7,000円

(オ) 休日及び深夜3時間以上6時間未満 9,000円

(カ) 休日及び深夜 6 時間以上 11,000円

イ 病棟患者診療に係るものは、従事した診療時間1時間につき次に掲げる額とする。ただし、平日の午前8時15分から午後5時00分までの診療時間を除く。

(ア) 平日深夜以外 2,000円

(4) 平日深夜 2,500円

(ウ) 休日深夜以外 2.160円

(工) 休日深夜 2,700円

ウ 救急外来患者及び病棟患者診療に従事する為に時間外及び休日に呼出を受けた者に対し、呼出を受けた場所から当院までの距離により次に掲げる額を 支給する。 (ア) 5 km 未満 200円

(イ) 5 km以上10km未満 400円

(ウ) 10km以上20km未満 600円

(工) 20㎞以上 800円

(老健手当)

第5条 介護老人保健施設に勤務する職員の特殊勤務手当は、規則で定める。

(夜間看護手当)

- 第6条 夜間看護に従事する職員の特殊勤務手当は、病院の病棟に勤務する保健師、助産師、看護師若しくは准看護師又は管理者が、これらに準ずると認める職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(「午後10時以降翌日の午前5時以前の間」をいう。次項において同じ。)において行われる看護等に従事したときに支給する。
- 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき3,300円(その勤務に含まれる深夜における勤務時間が2時間に満たない場合にあっては、2,400円)とする。ただし、1月の勤務の回数が8回を超える場合は、その超える回数1回につき800円を加算する。

(死体処置手当)

第7条 死体処置に従事する職員の特殊勤務手当は、病院に勤務する保健師、助産師、 看護師若しくは准看護師又は管理者が、これらに準ずると認める職員が死体処置業務 に従事したときに1体につき1,000円を支給する。

第8条 削除

第9条 削除

(支給額の調整)

- 第10条 月額をもって定められている手当の支給額は、その月の勤務日数に応じ、 その手当の月額に次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) その月の勤務日数が16日以上の場合は、100分の100
 - (2) その月の勤務日数が8日以上16日未満の場合は、100分の60
 - (3) その月の勤務日数が8日未満の場合は、100分の30
- 2 その月1日も勤務しないときは、その月の手当を支給しない。
- 3 月額手当を支給される職員で公務のため出張研修に参加した場合については、 前2項の規定は適用しない。

(支給の方法)

第11条 手当は、その月分を翌月の給料支給日に支給する。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年3月27日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定は昭和44年6月1日から適用し、第6条、第7条の改正規定は昭和45年4月1日から適用する。

附 則 (昭和46年3月27日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定は、昭和45年5月1日から適用し、第8条第1項の改正規定及び別表第1、別表第2の改定については、昭和46年4月1日から適用する。

附 則 (昭和47年3月28日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年6月19日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則 (昭和48年9月28日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則(昭和49年3月22日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則 (昭和54年3月23日条例第2号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年12月22日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年12月1日から適用する。

附 則(昭和56年12月25日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年1月1日から適用する。

附 則(昭和58年3月22日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則 (昭和60年3月25日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則(平成元年3月24日条例第6号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月24日条例第1号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月20日条例第2号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年6月30日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則 (平成5年6月28日条例第2号)

この条例は、平成5年7月1日から施行する。

附 則(平成7年9月25日条例第7号)

この条例は、平成7年10月1日から施行する。

附 則 (平成11年12月27日条例第12号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月25日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年3月25日条例第5号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月21日条例第3号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月23日条例第2号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日条例第4号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月28日条例第2号)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行日前に支給事由の生じた特殊勤務手当の支給については、なお 従前の例による。

附 則 (平成27年3月26日条例第2号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月6日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日条例第2号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月27日条例第2号)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

| 2 この条例の施行の日前に支給事由の生じた特殊勤務手当の支給については、 お従前の例による。 | な |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |